

健康管理システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム(第15回)
ベンダ分科会(第12回)合同開催
令和7年12月9日 【資料2】

全国意見照会後の 標準仕様書の変更概要等

事務局提出資料

1. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和7年10月27日(月)～11月14日(金))のご意見は、82 団体より234 件寄せられた。
- 「意見なし」で提出のあった回答を含めた団体数は、438 団体であった。

自治体分類	【成人保健】 がん検診情報の一体的な把握に 係る制度改正に伴う対応		【成人保健】 自治体検診DXに係る機能の反映 について		【共通】 その他ご意見		合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数(実)	意見数
指定都市 (20)	5	12	4	11	7	21	9	44
中核市 (62)	7	7	4	4	8	11	14	22
特別区 (23)	9	19	9	30	10	30	11	79
市町村 (1,636)	28	42	15	18	23	29	48	89
合計 (1,741)	49	80	32	63	48	91	82	234

1. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 234 件のご意見のうち、61 件に対して4.1版案へ反映している。

対応方針	【成人保健】 がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応	【成人保健】 自治体検診DXに係る機能の反映について	【共通】 その他ご意見	合計
4.1版案へ反映	35	13	13	61
関係課に確認中 (※)	29	31	37	97
継続検討	0	0	4	4
意見へ回答し完了	16	19	37	72
合計	80	63	91	234

※ 対応方針=「関係課に確認中」のご意見については、R8.1の4.1版公開に併せて公開予定です。

1. 全国意見照会③(運用調査結果)

- 標準化の方針に関する設問を設けており、こちらの回答については、以下のとおり意見が寄せられた。
- 「意見なし」で提出のあった回答を含めた集計値である。

自治体分類	【成人保健】 生活保護受給者に対する保健指導情報のNDB への連携について	【母子保健】 乳児家庭全戸訪問事業の追加の必要性等について	【母子保健】 養育支援訪問事業の追加の必要性等について
指定都市 (20)	12	12	11
中核市 (62)	33	28	26
特別区 (23)	21	21	18
市町村 (1,636)	371	274	249
合計 (1,741)	437	335	304

2. WT・ベンダ分科会の検討内容(制度改正分)

- 全国意見照会後に標準仕様書を変更した内容は「関連箇所」頁に記載しています。

#	検討の論点	主な検討内容	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
1	【成人保健】 がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応	がん検診情報の一体的な把握に係る機能や管理項目について検討します。	制度改正	4. 1版	R8年1月	7-10頁
2	【成人保健】 自治体検診DXに係る機能の反映	自治体検診DXに係る機能や管理項目について検討します。	制度改正			11-12頁

3. WT・ベンダ分科会の検討内容(制度改正以外)

- 全国意見照会後に標準仕様書を変更した内容は「関連箇所」頁に記載しています。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
3	【共通】標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し	制度改正以外	4. 1版	R8年1月	13頁
4	【共通】その他・事務局にて認知した修正点など				14-16頁

4. 改版時期含めて検討中の内容

○ 以下は改版時期含めて検討中です。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
5	【母子保健】電子版母子健康手帳ガイドライン検討会に伴う対応	制度改正	未定	-	
6	【母子保健】母子保健情報連携対応(R5実証事業以外の範囲)	制度改正	未定	-	
7	【母子保健】児童福祉法等の一部改正(児童福祉関係事業の追加) こども家庭センターの設置等に伴い、システムで必要とされる機能等について検討。 ※全国意見照会の結果を踏まえて、令和8年度以降に引き続き検討	制度改正	未定	17-18頁	
8	【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について対応方針を検討。 ※全国意見照会の結果を踏まえて、令和8年度以降に引き続き検討	制度改正	未定	19-23頁	
9	厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の検討結果を踏まえた対応(RSウイルスワクチン・高用量インフルエンザワクチン等の定期接種化に伴う対応)	制度改正	未定	-	

#1. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応①

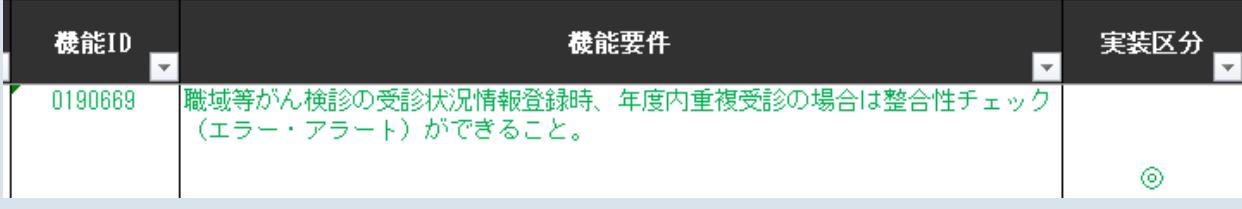
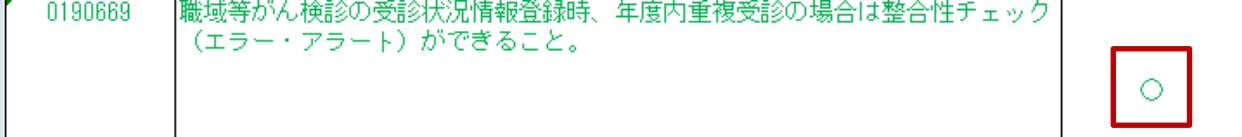
- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
1	検診対象者抽出機能の除外条件について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問5. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応 No39～53の対応</p> <p>○ご意見 機能・帳票要件に機能ID:0190664が追加され、“職域等がん検診の情報が、抽出対象年度に受診ありに該当する者は抽出から除外できること”と記載がありますが、胃がん検診（内視鏡検査）、乳がん検診、子宮頸がん検診は受診間隔が2年に1回となっているため、前年度受診ありに該当する者も抽出から除外できる要件となることを希望します。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。</p> <p>＜修正箇所＞ (別紙2-1)機能・帳票要件_02.【成人保健】対象者管理 機能ID 0190664</p>

機能ID	機能要件	実装区分
0190664	<p>機能ID0190161に加え以下ができること</p> <p>※1 以下に該当する者は抽出から除外できる ・職域等がん検診の情報が、抽出対象年度に受診ありに該当する者は抽出から除外できること</p>	◎
0190664	<p>機能ID0190161に加え以下ができること</p> <p>※1 以下に該当する者は抽出から除外できる ・職域等がん検診の情報から、検診対象外と判断できる場合には抽出から除外できること（例：当該年度に職域等で受診済、2年に1回の検診を昨年度受診済み等）</p>	◎

#1. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応②

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
2	検診結果取込機能における整合性チェック機能について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問5. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応 No54～67の対応</p> <p>○ご意見 機能・帳票要件に機能ID:0190669が追加され、“年度内重複受診の場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること”と記載がありますが、職域等がん検診には「職域検診」と「その他のがん検診(人間ドックなど個人が任意で受けるがん検診)」が含まれており、本人の意思で年度内に重複受診する場合が想定されます。職域等がん検診の年度内重複受診を積極的にチェックする必要性は少ないと考えているため、実装区分を“◎:必須”から“○:任意”に変更することを希望します。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。</p> <p>＜修正箇所＞ (別紙2-1)機能・帳票要件_03.【成人保健】検診情報管理 機能ID 0190669</p>  

#1. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応③

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所																																												
3 職域等がん検診の管理項目について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問5. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応 No72～77の対応</p> <p>○ご意見 受診勧奨の質問の回答には、「わからない」と言ったものがあり、受診有無が判断できない場合があるため、「職域等がん検診の受診有無」では管理できないと考えます。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。</p> <p><修正箇所> (別紙2-2)管理項目_03.【成人保健】検診情報管理 [職域等がん検診(胃がん)], [職域等がん検診(肺がん)], [職域等がん検診(子宮頸がん)], [職域等がん検診(大腸がん)], [職域等がん検診(乳がん)]グループ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職域等がん検診(胃がん) 管理項目</th> <th>エビデンス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履歴番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最新フラグ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②</td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診年度</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③</td> </tr> <tr> <td>記入日</td> <td>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>職域等がん検診の受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①</td> </tr> <tr> <td>がん検診としての受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②</td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診年度</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③</td> </tr> </tbody> </table>	職域等がん検診(胃がん) 管理項目	エビデンス	市区町村コード		宛名番号		履歴番号		最新フラグ		職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②	職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③	記入日	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」	職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①	がん検診としての受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②	職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問5. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応 No72～77の対応</p> <p>○ご意見 受診勧奨の質問の回答には、「わからない」と言ったものがあり、受診有無が判断できない場合があるため、「職域等がん検診の受診有無」では管理できないと考えます。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、以下のとおり修正しました。</p> <p><修正箇所> (別紙2-2)管理項目_03.【成人保健】検診情報管理 [職域等がん検診(胃がん)], [職域等がん検診(肺がん)], [職域等がん検診(子宮頸がん)], [職域等がん検診(大腸がん)], [職域等がん検診(乳がん)]グループ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職域等がん検診(胃がん) 管理項目</th> <th>エビデンス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履歴番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最新フラグ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②</td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診年度</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③</td> </tr> <tr> <td>記入日</td> <td>がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>職域等がん検診の受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①</td> </tr> <tr> <td>がん検診としての受診有無</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②</td> </tr> <tr> <td>職域等がん検診の受診年度</td> <td>地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③</td> </tr> </tbody> </table>	職域等がん検診(胃がん) 管理項目	エビデンス	市区町村コード		宛名番号		履歴番号		最新フラグ		職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②	職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③	記入日	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」	職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①	がん検診としての受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②	職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③
職域等がん検診(胃がん) 管理項目	エビデンス																																													
市区町村コード																																														
宛名番号																																														
履歴番号																																														
最新フラグ																																														
職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②																																													
職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③																																													
記入日	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」																																													
職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①																																													
がん検診としての受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②																																													
職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③																																													
職域等がん検診(胃がん) 管理項目	エビデンス																																													
市区町村コード																																														
宛名番号																																														
履歴番号																																														
最新フラグ																																														
職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①②																																													
職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③																																													
記入日	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 「記入日」																																													
職域等がん検診の受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ①																																													
がん検診としての受診有無	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ②																																													
職域等がん検診の受診年度	地域保健・健康増進事業報告：15(8)XX 職域等がん検診受診状況 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 様式例1 ③																																													

様式例の設問①②を統合していたが、分割して様式例に合わせるかたちの管理項目とした。

#1. 【成人保健】がん検診情報の一体的な把握に係る制度改正に伴う対応④

- 基本データリストとの整合対応として、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
	<p>○対応内容 機能ID 0190668にて、記入日から受診年度が算出できることとしている。 当該機能にて「記入日」と「職域等がん検診の受診年度」をもとに算出した西暦年度を管理する項目として、管理項目に「算出受診年度」を追加した。</p> <p>＜修正箇所＞ (別紙2-2)管理項目_03【成人保健】検診情報管理 [職域等がん検診(胃がん)], [職域等がん検診(肺がん)], [職域等がん検診(子宮頸がん)], [職域等がん検診(大腸がん)], [職域等がん検診(乳がん)]グループ</p>	

4 職域等がん検診の管理項目について

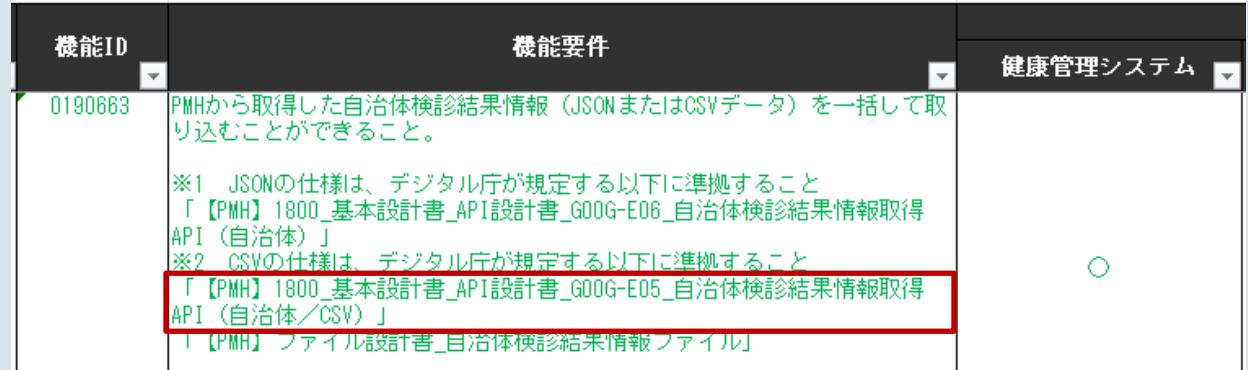
#2. 【成人保健】自治体検診DXに係る機能の反映①

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
1 検診管理番号の登録機能について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問6. 【成人保健】自治体検診DXに係る機能の反映について No19～31の対応</p> <p>○ご意見 管理項目「対象者番号管理」の「検診管理番号」について、「資料02_【説明資料】標準仕様書案に関する意見照会の実施について」のP.21に“「検診管理番号」を健康管理システムで採番する想定”と記載があるため、機能・帳票要件に番号体系の記載をお願いいたします。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、以下のとおり機能ID 0190674、機能ID 0190675を新規追加しました。</p> <p><修正箇所> (別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】 機能ID 0190674、0190675</p>	

#2. 【成人保健】自治体検診DXに係る機能の反映②

- 事務局で気づいた事項として、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
2 連携IFの追記について		<p>機能ID0190663について、CSVの仕様としてIFの記載がなかったため追記しました。</p> <p>＜修正箇所＞ (別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】 機能ID 0190663</p>  <p>機能ID</p> <p>0190663</p> <p>機能要件</p> <p>健康管理システム</p> <p>PMHから取得した自治体検診結果情報（JSONまたはCSVデータ）を一括して取り込むことができる。 ※1 JSONの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_G00G-E08_自治体検診結果情報取得API（自治体）」 ※2 CSVの仕様は、デジタル庁が規定する以下に準拠すること 「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_G00G-E05_自治体検診結果情報取得API（自治体/CSV）」 「【PMH】ファイル設計書_自治体検診結果情報ファイル」</p>

#3. 【共通】標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し

- PMOツールからのご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応個所																																																																
1 金融機関情報等のエビデンス修正について	<p>○ご意見 以下、全銀協提供ファイルに含まれないため、エビデンスに記載の「全国銀行協会フォーマット様式」は間違いでしまうか。</p> <p>【金融機関情報】 金融機関有効開始日 金融機関有効終了日 指定金融区分コード 電子納付対応有無コード</p> <p>【金融機関店舗情報】 店舗有効開始日 店舗有効終了日 本店支店区分</p> <p>○対応内容 ご意見のとおり不要なエビデンスを削除しました。</p> <p><修正箇所> (別紙2-2)管理項目_01.【共通】 [金融機関情報].[金融機関店舗情報]グループ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関情報 管理項目</th><th>エビデンス</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>市区町村コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>最新フラグ</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関名_漢字</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関名_カナ</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関有効開始日</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関有効終了日</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>指定金融区分コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>電子納付対応有無コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>削除フラグ</td><td></td></tr> <tr><td>操作者ID</td><td></td></tr> <tr><td>操作年月日</td><td></td></tr> <tr><td>操作時刻</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関店舗情報 管理項目</th><th>エビデンス</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>市区町村コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>金融機関コード</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗番号</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>最新フラグ</td><td></td></tr> <tr><td>店舗名_漢字</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗名_カナ</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗有効開始日</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗有効終了日</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>本店支店区分</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>手形交換所番号</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗郵便番号</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗住所</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>店舗電話番号</td><td>全国銀行協会フォーマット様式</td></tr> <tr><td>削除フラグ</td><td></td></tr> <tr><td>操作者ID</td><td></td></tr> <tr><td>操作年月日</td><td></td></tr> <tr><td>操作時刻</td><td></td></tr> </tbody> </table>	金融機関情報 管理項目	エビデンス	市区町村コード	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関コード	全国銀行協会フォーマット様式	最新フラグ	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関名_漢字	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関名_カナ	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関有効開始日	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関有効終了日	全国銀行協会フォーマット様式	指定金融区分コード	全国銀行協会フォーマット様式	電子納付対応有無コード	全国銀行協会フォーマット様式	削除フラグ		操作者ID		操作年月日		操作時刻		金融機関店舗情報 管理項目	エビデンス	市区町村コード	全国銀行協会フォーマット様式	金融機関コード	全国銀行協会フォーマット様式	店舗番号	全国銀行協会フォーマット様式	最新フラグ		店舗名_漢字	全国銀行協会フォーマット様式	店舗名_カナ	全国銀行協会フォーマット様式	店舗有効開始日	全国銀行協会フォーマット様式	店舗有効終了日	全国銀行協会フォーマット様式	本店支店区分	全国銀行協会フォーマット様式	手形交換所番号	全国銀行協会フォーマット様式	店舗郵便番号	全国銀行協会フォーマット様式	店舗住所	全国銀行協会フォーマット様式	店舗電話番号	全国銀行協会フォーマット様式	削除フラグ		操作者ID		操作年月日		操作時刻	
金融機関情報 管理項目	エビデンス																																																																	
市区町村コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
最新フラグ	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関名_漢字	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関名_カナ	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関有効開始日	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関有効終了日	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
指定金融区分コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
電子納付対応有無コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
削除フラグ																																																																		
操作者ID																																																																		
操作年月日																																																																		
操作時刻																																																																		
金融機関店舗情報 管理項目	エビデンス																																																																	
市区町村コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
金融機関コード	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗番号	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
最新フラグ																																																																		
店舗名_漢字	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗名_カナ	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗有効開始日	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗有効終了日	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
本店支店区分	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
手形交換所番号	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗郵便番号	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗住所	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
店舗電話番号	全国銀行協会フォーマット様式																																																																	
削除フラグ																																																																		
操作者ID																																																																		
操作年月日																																																																		
操作時刻																																																																		

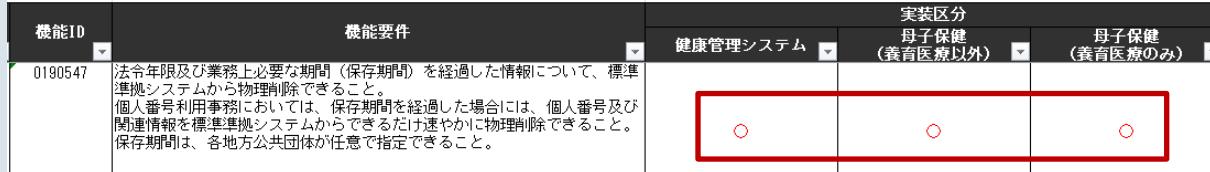
#4. 【共通】その他・事務局にて認知した修正点など①

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所														
1 障害者福祉システムから切り出す機能について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問10. その他 No29～41の対応</p> <p>○ご意見 標準仕様書(健康管理)の「(4)障害者福祉システム共通から切り出す機能要件」について 標準仕様書(障害者福祉)の機能・帳票要件の機能ID:0221400では「不開示フラグ」の管理が実装必須機能として定められている。基本データリスト(障害者福祉)の対象者情報グループの当該項目も必須となっていることや、自立支援医療のPMH連携時に不可欠な項目となることから、精神通院医療・育成医療を健康管理として調達する際の切り出し要件に機能ID:0221400を追加してほしい。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、障害者福祉システム共通から切り出す機能要件に、機能ID 0221400を追加しました。</p> <p>＜修正箇所＞ 健康管理システム標準仕様書【第4.1版】案 16ページ</p>	<p>(4) 障害者福祉システム共通から切り出す機能要件</p> <p>障害者福祉システムの精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）、自立支援医療（育成医療）を健康管理システムとして調達する場合は、障害者福祉システム標準仕様書の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）、自立支援医療（育成医療）に加え、障害者福祉共通の以下機能IDを、健康管理システム上での要件とする。←</p> <p>表 1-4 障害者福祉システム共通から切り出す機能要件←</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220010</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>0220011</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>0220047</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>0220107</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>0221258</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>0221400</td> <td>←</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID	特記事項	0220010	←	0220011	←	0220047	←	0220107	←	0221258	←	0221400	←
機能ID	特記事項															
0220010	←															
0220011	←															
0220047	←															
0220107	←															
0221258	←															
0221400	←															

#4. 【共通】その他・事務局にて認知した修正点など②

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所
2	<p>・0190547 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること、の要件について</p>	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問10. その他 No15～28の対応</p> <p>○ご意見 健康管理の事務としては予防接種記録において、「接種後5年」から「接種を受けた人の死亡後5年」に延長される見通しです。それ以外の事務においても健康管理の場合は生涯を通じた管理が運用上求められ、保存期間が永年となることから、実装区分を必須ではなく、標準オプションに変更してほしい。</p> <p>○対応内容 ご意見を踏まえて、実装区分を標準オプションに変更しました。</p> <p><修正箇所> (別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】 機能ID 0190547</p> 

#4. 【共通】その他・事務局にて認知した修正点など③

- 全国意見照会で挙がったご意見を踏まえ、以下の修正を行った。

No	対応概要	おもな対応箇所														
3 アクセスログ管理について	<p>参考資料2 全国意見集約一覧 問10. その他 No1～14の対応</p> <p>○ご意見 「参照ログには日時、職員、端末、宛名を含むこととし」という記載がありますが、WEBシステムからクライアント端末の正確な端末名を直接取得することは標準的なWEB技術（JavaScriptやHTTPS通信）では不可能です。（以降略）</p> <p>○対応内容 健康管理システムの構造上、指定した情報が取得できない場合や、記載以外の情報も取得したい場合を考慮し“等”を追記しました。</p> <p>＜修正箇所＞ 健康管理システム標準仕様書【第4.1版】案 36ページ</p> <p>表3-10 アクセスログ管理（実装必須機能）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実装必須機能</th> <th>住民記録システム標準仕様書での記載有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対してログを管理（取得・検索・抽出・参照・ファイル出力を指す。以下、標準オプション機能においても同様）できること。（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）</td> <td>あり（一部変更）</td> </tr> <tr> <td>ログイン認証ログを管理できること。</td> <td>あり（一部変更）</td> </tr> <tr> <td>操作ログを管理できること。</td> <td>あり（一部変更）</td> </tr> <tr> <td>イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログ等を管理できること。（健康管理システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい）</td> <td>あり（一部変更）</td> </tr> <tr> <td>他システム連携により取得した住民記録情報、住民税情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護情報に対する参照ログを管理できること。参照ログには参照した日時、職員、端末、宛名（対象者や保護者等を識別できる宛名番号等の情報）等を含むこととし、分析できるように画面上で操作、又は表計算ソフト等へ取りめるようすること。</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>取得した各種ログは 地方自治体が定めく期間保管でき 書き込み</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無	個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対してログを管理（取得・検索・抽出・参照・ファイル出力を指す。以下、標準オプション機能においても同様）できること。（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）	あり（一部変更）	ログイン認証ログを管理できること。	あり（一部変更）	操作ログを管理できること。	あり（一部変更）	イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログ等を管理できること。（健康管理システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい）	あり（一部変更）	他システム連携により取得した住民記録情報、住民税情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護情報に対する参照ログを管理できること。参照ログには参照した日時、職員、端末、宛名（対象者や保護者等を識別できる宛名番号等の情報）等を含むこととし、分析できるように画面上で操作、又は表計算ソフト等へ取りめるようすること。	なし	取得した各種ログは 地方自治体が定めく期間保管でき 書き込み		
実装必須機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無															
個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対してログを管理（取得・検索・抽出・参照・ファイル出力を指す。以下、標準オプション機能においても同様）できること。（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）	あり（一部変更）															
ログイン認証ログを管理できること。	あり（一部変更）															
操作ログを管理できること。	あり（一部変更）															
イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログ等を管理できること。（健康管理システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい）	あり（一部変更）															
他システム連携により取得した住民記録情報、住民税情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護情報に対する参照ログを管理できること。参照ログには参照した日時、職員、端末、宛名（対象者や保護者等を識別できる宛名番号等の情報）等を含むこととし、分析できるように画面上で操作、又は表計算ソフト等へ取りめるようすること。	なし															
取得した各種ログは 地方自治体が定めく期間保管でき 書き込み																

#7. 【母子保健】児童福祉法等の一部改正(児童福祉関係事業の追加)①

- 標準化の方針を検討するうえで、全国意見照会の設問に「乳児家庭全戸訪問事業の追加の必要性等について」、および「養育支援訪問事業の追加の必要性等について」の設問を設け運用調査を行った。

設問①

「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」を健康管理システム標準仕様書の対象とする必要性やメリットがあれば、その内容を教えてください。

設問②

「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」を健康管理システム標準仕様書の対象とすることによる不都合やデメリットがあれば、その内容を教えてください。

設問③

「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」を健康管理システム標準仕様書の対象とする場合に必要と思われる管理項目があれば、その内容についてご意見ください。

設問④

「乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業」について、現状として既に健康管理システムで管理している項目があれば、その内容を教えてください。

- 上記設問について、多種多様なご意見をいただいた。(詳細は「参考資料2_全国意見集約一覧」を参照)
ご意見を踏まえて、引き続き対応方針を検討する。

検討の背景

令和4年児童福祉法改正によりこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となり、こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能の業務及び事業を一体的に運営する役割を持つことから、情報管理システムも一体的に運用されることが考えられるため、児童福祉機能の実務やシステム運用の実態を踏まえ、児童福祉機能の業務・事業について標準化項目を設定するべきか検討を行った。

結論

健康管理システムの標準化項目として、児童福祉機能の業務及び事業に関する項目を追加する必要や制約を検討した結果、「当面の改版において、児童福祉機能の業務及び事業に関する項目は追加しない」と判断した。

結論に至った根拠

1. 健康管理システムに児童福祉機能の業務又は事業を位置づけることにより、各市町村において、システム改修や運用面の多大なコスト・手間を生じさせる可能性が高い。

こども家庭庁の令和6年度の調査研究(※)によると、母子保健業務と児童福祉業務の両業務をシステムで実施している自治体のうち、両業務のシステムが別々である自治体は8割弱となっている。そのため、仮に健康管理システムで児童福祉機能の業務又は事業に関する標準化領域を定めた場合、児童福祉システムから一部項目を切り離す作業や費用、健康管理システムに統合する作業や費用が追加で必要となり、両業務それぞれのシステムの運用年限が異なる中で、各市町村やベンダの負担が大きいと考えられる。

(※) 報告書(児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況等の実態把握のための調査研究)

2. 児童福祉機能の業務においては、標準化に馴染む項目がほとんどなく、標準化を進めることによるメリットが少ない。

児童福祉業務においては、定性的な情報(相談対応の経過記録、児童記録票や支援方針、サポートプランなど)を取り扱うことが多く、事例によって保有データの種類や量が流動的になりやすいこと、また、各市町村それぞれの実情を反映して設定した項目や様式を用いることが多いことから、標準化に馴染む項目がほとんどなく、標準化を進めるメリットが少ないと考えられる。

3. 標準化システムの導入メリットがなく、導入が困難な自治体がある。

健康管理システムで管理する母子保健機能の業務や事業では、妊産婦や乳幼児の多くが対象となる項目も存在し、システム標準化によるメリットが大きいが、児童福祉機能の業務や事業では、自治体内の児童の一部が対象となる業務や事業も多く、小規模自治体においてはシステム管理対象が年間数名という状況もあるため、費用対効果の面から、児童福祉の業務又は事業に関する標準化項目の導入を求めることが難しい。

#8. 【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について①

- 標準化の方針を検討するうえで、全国意見照会の設問に「生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について」の設問①～④を設け運用調査を行った。以下が集計結果である。

設問①	健康増進法施行規則第4条の2第5号に基づき市町村が実施している生活保護受給者に対する特定保健指導並びの保健指導を健康増進事業実施部門・福祉事務所のどちらで実施していますか。どちらでも実施していない場合は、その旨回答ください。		
回答	回答数	割合 (小数第二位を四捨五入)	主な回答コメント等
健康増進事業実施部門で実施している	180	55.0%	該当者がいないため実績はないが該当者がいた場合の実施部門という回答も含む
福祉事務所で実施している	38	11.6%	今後実施予定、健康増進事業実施部門とも連携しているという回答も含む
どちらでも実施していない	101	30.9%	事業自体を実施していないという回答も含む
特定保健指導並びの保健指導は未実施	10	3.1%	「どちらでも実施していない」のうち、特定保健指導とは実施項目などが一致しないが、結果説明や健康相談等の保健指導は実施しているとのコメントがあったもの
その他	8	2.4%	・現在は健康増進事業実施部門で実施しているが、今後福祉事務所で実施するよう変更予定 ・両部門で実施している ・検討中
計	327		

有効回答率: 18.8% (327/1,741)

➤ 「健康増進事業実施部門で実施している」または「福祉事務所で実施している」の回答割合は66.6%であった。

#8. 【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について②

設問②

(①で「実施している」と回答した場合はご回答ください。)

生活保護受給者に対する特定保健指導並びの保健指導の結果をシステムで管理していますか。

システムで管理している場合、健康管理システム又は生活保護システムのいずれで管理していますか。

回答	回答数	備考
健康管理システムで管理している	106	<ul style="list-style-type: none">・該当者がいないため実績はないが該当者がいた場合は健康管理システムを想定・生保健診とは紐づいているが、健康相談・訪問指導の記録として登録
生活保護システムで管理している	11	
システムで管理していない	106	システムはあるが管理していない、現時点ではしていないがNDB連携のため今後必要になるとを考えているという回答も含む
Excelで管理している	6	「システムで管理していない」のうち、Excelで管理しているとのコメントがあったもの
その他	11	<ul style="list-style-type: none">・両方のシステムで管理している・他のシステムで管理している
計	234	

- 健康増進事業実施部門または福祉事務所で実施(218団体)していて、かつ健康管理システムで管理(106団体)している割合は48.6%であった。

#8. 【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について③

設問③

NDBとの連携を開始するにあたり、生活保護受給者に対する保健指導の結果に係る項目を健康管理システムの標準仕様書で定めたほうがよい(標準化範囲内としたほうがよい)ですか。

回答	回答数	割合 (小数第二位を 四捨五入)	主な回答コメント等
定めた方がよい(標準化範囲内とした方がよい)	76	25.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・標準化範囲内にしなければ健康管理システムでは管理不可となるため、標準オプションでの対応が妥当 ・各自治体で詳細な連携データフォーマットを用意するのは困難であるため、標準化範囲としたほうがよい ・現在生活保護受給者の健診結果を紙媒体で提供しているため
定めなくてよい(標準化範囲内としなくてよい)	94	31.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者に対する特定保健指導を健康管理システムで管理している事例が少ないため ・対象者数が少なく、システム化においては費用対効果が悪い。 ・標準仕様書に定めることで、健康管理システムの改修が必要になる=改修費用が発生するならば不要
どちらでもよい	102	33.8%	
わからない、判断できない、どちらともいえない	30	9.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・現在システム管理していない、事業を実施していないため判断できない ・定めた方が全国的に統一が図れるといったメリットがあると思うが、対象者が少なく費用対効果が悪く個別管理できるとも考えるため判断ができない。 ・事業自体、保健と福祉どちらで管理するから今後の検討である
計	302		

有効回答率: 17.3% (302/1,741)

➤ 健康管理システムの標準仕様書に「定めた方がよい」の回答が25.2%であった。

#8. 【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について④

設問④	(③で「定めたほうがよい」と回答した場合はご回答ください。) 標準仕様書で機能や管理項目を定める場合、適合基準日をどのように考えますか。		
回答	回答数	主な回答コメント等	
R8.4.1	4	・令和8年度に実施した保健指導情報を登録していくことから、令和8年4月1日を適合基準日と考える	
R9.3	1	・NDB連携に間に合うタイミングでの適合を希望する。入力の期間を考慮すると令和9年3月末には入力を開始したい。	
R9.4	4	・令和9年5月から保健指導結果の登録開始予定を踏まえると、令和9年4月が望ましい	
R9.5(以降) NDB連携開始時期を考慮して設定	7	・令和9年5月から連携開始のため、それに合わせた基準日の設定になると考える	
R10.4.1頃	2		
R10.12	2	標準化後の生活保護システムの運用開始予定が令和10年12月であるため	
R11.4.1(以降) 自治体検診DXのタイミング	4		
特定健診に準ずる	2	自治体検診DXと合わせるほう望ましいと考える。	
その他	3	特定保健指導に準ずることになると思われる所以、特定健診・特定保健指導の標準化時期を考慮する必要がある。	
	11	・健康診査の連携の適合基準日がR9.4.1のため同時期に行なうことが望ましいと思われるが、 ベンダは困難な可能性がある 。このため、R9.5月登録開始を後ろ倒しまたは経過措置を設けて、現実的な適合基準日を定めてから運用を開始することも必要と考える。 ・令和9年5月からの保健指導情報NDB連携開始に間に合うように適合基準日を設定するのが望ましいと思うが、 実現可能な日程なのか否かはベンダーへの確認が必要でないか と考える。	
希望なし	6		
わからない、判断できない	13	・自治体の状況によって実施体制が整備されるまでに必要な期間が異なると思うので、明確な基準日については回答が難しい	
計	59		

- 適合基準日については、特定の日付に集約はできず、様々なご意見が寄せられた。
- 今後の検討においては、「その他」に挙がった意見を踏まえる必要があると考えている。

#8. 【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携について⑤

- 令和8年度以降に引き続き検討を行うにあたり、論点は以下となる想定である。

集計結果のポイント

- 設問②の結果により、健康増進事業実施部門または福祉事務所で実施していて、かつ健康管理システムで管理している割合は**48.6%**であった。
- 設問③の結果により、健康管理システムの標準仕様書に「**定めた方がよい**」の回答が**25.2%**であった。

論点

- 上記集計結果のポイントを踏まえると、健康管理システムで保健指導情報を管理している自治体は半数以下であるため、実装必須で定めるのはそぐわないのではないか。
- 一方で、少数ではあるが一定数のご意見があがっていることを踏まえると、標準オプション機能として定めるかがポイントである。仮に、標準オプションで定める場合の影響範囲は、以下と想定している。
機能帳票要件：生活保護受給者に対する保健指導情報の管理機能、
 生活保護システムへの保健指導情報連携機能を追加
管理項目：新規グループを作成し、特定保健指導とほぼ同様の管理項目を定める
※既存の独自施策項目を使用して管理している場合に、新たに追加したグループに指導データを移設すべきか、といった点は整理が必要である。
- 費用対効果等を踏まえ、標準オプションで定めない場合は、現行の整理どおり既存の「成人保健_個別指導申込情報」や「成人保健_集団指導申込情報」グループの独自施策項目を使用して管理する想定であり、専用の管理項目は設けない整理となる。
※補足：「標準化範囲内にしなければ健康管理システムでは管理不可」との意見があがっているが、上記のとおり現在の仕様でも管理可能である。

今後の進め方

- 上記論点を踏まえ、令和8年度の標準仕様書改定に向けた引継ぎ事項として、管理を行う。